

# 法人課税業務の取組状況

平成 25 年 11 月  
京都地方税機構

## 1 基本的な考え方

機構においては、申告案内書の送付から申告書等の受付、入力、審査等の課税事務処理を一括して行い、構成団体側では機構から提供を受けた課税データに基づいて調定決議等の意思決定を行っている。

## 2 課税事務

### 申告案内書の送付、申告書の受付処理等

機構から府税と市町村税の申告案内書を一括して作成送付（年間約74,000件）し、機構において申告書や届出書を一括して受け付けて電算入力している。また、更正・決定処理を統一的行った。

申告、更正・決定処理の状況（平成25年4月～9月）

区分	府税	市町村税	合計	24年度合計
確定申告等	43,134	16,635	59,769	105,189
更正・決定	1,467	307	1,774	5,120
異動届			7,470	10,667

構成団体における申告書等の受付件数（4月～9月）

区分	24年度	25年度	差引	24年度合計
受付（回送）件数	8,174件	4,718件	△ 3,456件	12,374件
全体に占める割合	24.1%	16.5%	△ 7.6%	21.6%

## 3 調査事務

### 税務署調査

国税データと申告データを突合して不一致となったもの等について、機構職員が府内の税務署において法人税申告書等を調査した（24年度 2,456件）。

### 未申告法人等調査

機構に集約された課税データを突合するとともに、大型商業施設のテナント調査や構成団体からの情報提供により未申告の法人を捕捉し、申告指導を行ったところ、次のとおり申告納付があった。

未申告法人の申告納付状況（単位:千円）

年度	4月～9月(上半期)		年間計	
	法人数	申告額	法人数	申告額
24	6	10,753	54	31,123
25	10	23,978		